

資料 1

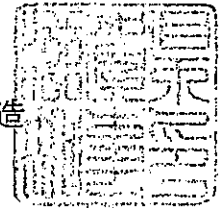
滋 水 第 7 7 9 号

令和 5 年(2023 年) 8 月 21 日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



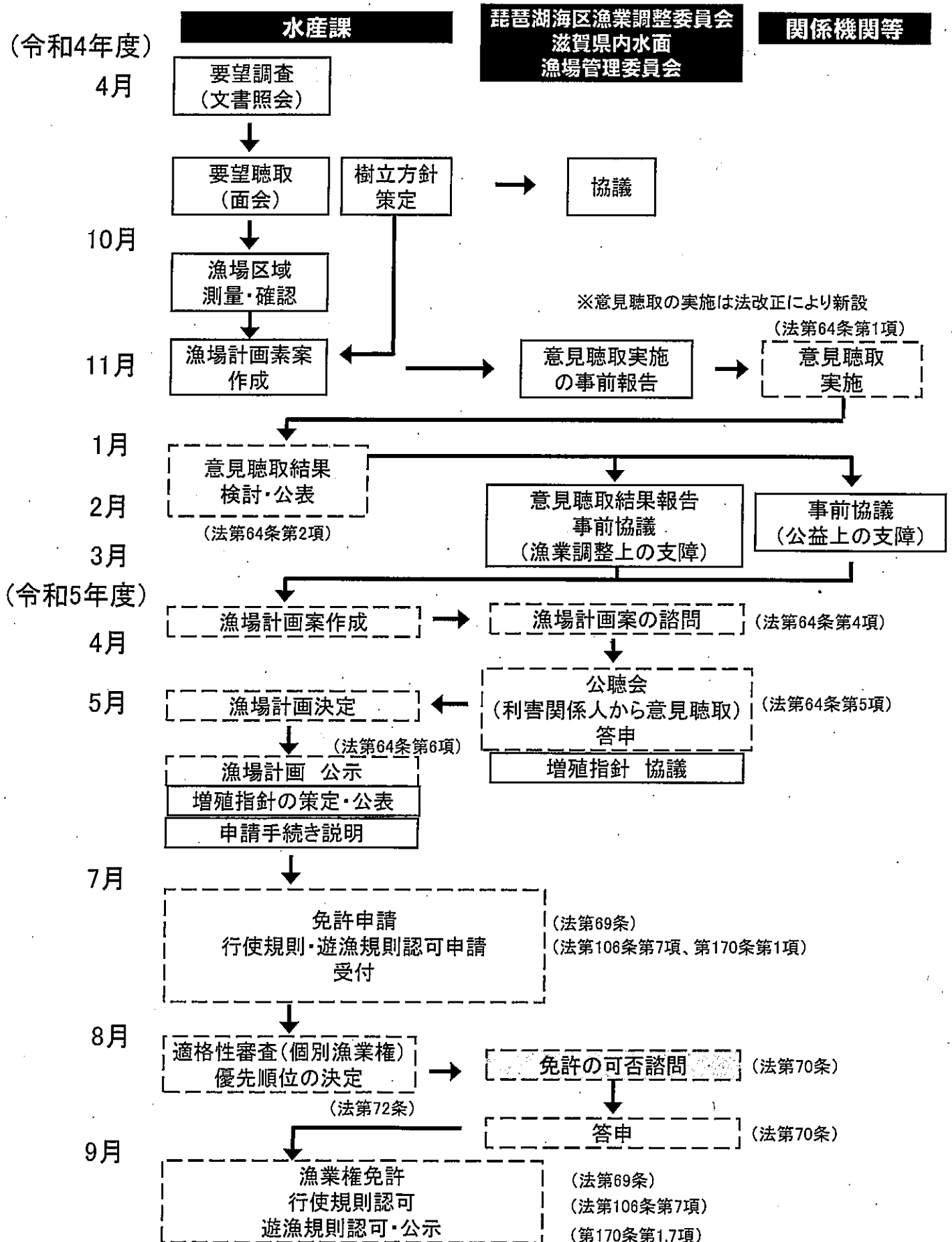
共同漁業、区画漁業の免許について (諮問)

令和 5 年(2023 年) 5 月 30 日付滋賀県告示第 242 号で公示した免許漁業についての漁場計画に対して、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 70 条の規定に基づき貴委員会の意見を問います。

令和5年(2023年) 漁業権切替スケジュール

2023/8/1更新

法定 手続	その他 手続
----------	-----------



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。

共同漁業、区画漁業の免許について

1. 漁業権の免許申請について

○受付期間 令和5年5月30日(火)～7月31日(月)

○申請数 下表のとおり

漁業権の種類および名称			現免許数	漁場計画で設定した漁場数	免許申請数
共同 漁業 権	第1種	しじみ等漁業	3	3	3
	第2種	小型定置網(えり)漁業	93	54	50
		やな漁業	8	8	8
	第5種 (海面)	こい、ふな等漁業	4	3	3
区画 漁業 権	第1種	真珠養殖漁業	11	11	11
		簡易垂下式真珠母貝養殖漁業	4	4	4
		小割式養殖漁業	4	4	4
合計			127	87	83

※詳細は別表1および2のとおり

2. 免許をしない場合(漁業法第71条第1項)への該当の有無

次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の免許をしてはならない。

- ① 申請者が法第72条に規定する適格性を有する者でないとき。
- ② 海区漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- ③ その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- ④ 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

→ 今回の申請は、上記各号のいずれにも該当しないことを確認した。

参考：漁業法第72条の適格性について

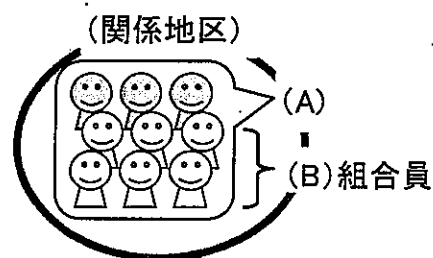
【団体漁業権の適格性要件】

次の要件を満たす漁業協同組合

- ① 関係地区の全部または一部をその地区内に含むこと。
- ② 関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯の3分の2以上を組合に含むこと。

A：関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数

B：Aのうち申請者である組合に属する世帯数



※団体漁業権の適格性は別表3のとおり

→全ての申請者について適格性あり。

【個別漁業権の適格性要件】

次のいずれにも該当しない者

- ① 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- ② 暴力団員等であること。
- ③ 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

※個別漁業権の適格性は別表4のとおり

→全ての申請者について適格性あり。

3. 免許をすべき者の決定について（漁業法第73条第1項）

申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、漁業法第71条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許しなければならない。

→ 2で記載のとおり、漁業法第71条第1項各号のいずれにも該当しないことを確認済。

なお、全ての漁場について、1者からの申請であったことから、漁業法第73条第2項の適用はない。

4. 漁業法第91条第1項に基づく指導後の状況について

合理的な理由がなく、2年以上行使が行われておらず法第91条第1項に基づく指導を行った下記漁業権の状況は下記のとおりとなった。

現行の漁業権番号（漁協名）	漁協から報告された対応	今回の申請	新免許番号
共第126号（山田漁協） 共第155号（長浜漁協） 共第161号（南浜漁協） 共第169号（朝日漁協）	行使者を選定するなどにより、速やかに操業するよう取り組む	有 ※操業計画書が提出	共第117号 共第136号 共第138号 共第144号
共第165号（朝日漁協） 共第168号（朝日漁協）	エリを撤去し、返納する	無	-

申請者ごとの漁業権一覧

(別表1)

漁協	共同漁業権				区画漁業権		
	第一種	第二種		第五種	第一種		
		小型定置網漁業	やな・四手網漁業		小割式魚類養殖業	真珠養殖業	真珠母貝養殖業
志賀町漁協		共第101~112号					
堅田漁協	共第2,3号	共第112~115号				区第1号	
大津漁協		共第116号					
湖南漁協	共第3号						
勢多川漁協	共第3号						
山田漁協		共第117号					
志那漁協		共第118,119号		共第501号			
玉津小津漁協		共第120号					
守山漁協		共第121,122号					
中主漁協	共第2,3号	共第123~127号					
近江八幡漁協	共第2,3号			共第502号			
沖島漁協	共第1~3号	共第129~132号			区第1301~1302号		
能登川漁協		共第133,134号					
天野川漁協				共第503号			
上多良漁協			共第201号				
長浜漁協		共第135,136号					
南浜漁協		共第137~139号	共第202~203号				
朝日漁協		共第142,144,145号					
西浅井漁協		共第146,147号	共第204号		区第1303~1304号		
海津漁協		共第148,149号					
百瀬漁協		共第150,151号	共第205号				
浜分漁協			共第206号				
湖西漁協		共第152号					
北船木漁協			共第207~208号				
三和漁協		共第153,154号					
池蝶真珠有限会社						区第2号	区第201号
羽根末治						区第3号	
中山隆司						区第4号	
中山隆司						区第5号	
近江真珠株式会社						区第6号	区第202号
有限会社山本真珠						区第7号	
株式会社鳥塚						区第8号	
西野 優						区第9号	
川端真珠有限会社						区第10号	区第203号
齋木産業株式会社						区第11号	区第204号

申請者一覧

(別表2)

公示番号 (新免許番号)	現免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	申請者
共第1号	共第1号	第1種共同漁業権	しじみ、いけちよ う貝、からす貝、 たにし漁業	近江八幡市地先	沖島漁協
共第2号	共第2号	〃	しじみ、いけちよ う貝、からす貝、 たにし漁業	近江八幡市、野洲市地先	沖島漁協、近江八幡漁 協、中主漁協、堅田漁協
共第3号	共第3号	〃	しじみ、いけちよ う貝、からす貝、 たにし漁業	近江八幡市、野洲市地先	沖島漁協、近江八幡漁 協、中主漁協、堅田漁 協、湖南漁協、勢多川漁 協
共第101号	共第102号	第2種共同漁業権	小型定置網漁業	高島市鶴川地先	志賀町漁協
共第102号	共第197号	〃	〃	大津市北小松地先	志賀町漁協
共第103号	共第103号	〃	〃	大津市北小松地先	志賀町漁協
共第104号	共第106号	〃	〃	大津市南比良地先	志賀町漁協
共第105号	共第108号	〃	〃	大津市八屋戸地先	志賀町漁協
共第106号	共第109号	〃	〃	大津市八屋戸地先	志賀町漁協
共第107号	共第110号	〃	〃	大津市和邇北浜地先	志賀町漁協
共第108号	共第111号	〃	〃	大津市和邇北浜地先	志賀町漁協
共第109号	共第112号	〃	〃	大津市和邇中浜地先	志賀町漁協
共第110号	共第114号	〃	〃	大津市和邇今宿地先	志賀町漁協
共第111号	共第115号	〃	〃	大津市和邇今宿地先	志賀町漁協
共第112号	共第116号	〃	〃	大津市小野地先	志賀町漁協
共第113号	共第117号	〃	〃	大津市真野地先	堅田漁協
共第114号	共第118号	〃	〃	大津市真野地先	堅田漁協
共第115号	共第119号	〃	〃	大津市真野地先	堅田漁協
共第116号	共第124号	〃	〃	大津市柳が崎地先	大津漁協
共第117号	共第126号	〃	〃	草津市北山田町地先	山田漁協
共第118号	共第127号	〃	〃	草津市志那町地先	志那漁協
共第119号	共第128号	〃	〃	草津市下寺町、志那中町地先	志那漁協
共第120号	共第129号 (変更)	〃	〃	草津市下物町地先	玉津小津漁協
共第121号	共第132号 (変更)	〃	〃	守山市水保町地先	守山漁協
共第122号	-	〃	〃	守山市今浜町地先	守山漁協
共第123号	共第138号	〃	〃	野洲市吉川地先	中主漁協
共第124号	共第139号	〃	〃	野洲市吉川地先	中主漁協
共第125号	共第140号	〃	〃	野洲市吉川地先	中主漁協
共第126号	共第195号	〃	〃	野洲市吉川地先	中主漁協
共第127号	共第141号	〃	〃	野洲市吉川、菖蒲地先	中主漁協
共第128号	共第142号	〃	〃	近江八幡市佐波江町地先	(申請なし)
共第129号	共第143号	〃	〃	近江八幡市沖島町地先	沖島漁協
共第130号	共第145号	〃	〃	近江八幡市白王町地先	沖島漁協
共第131号	共第147号	〃	〃	近江八幡市沖島町地先	沖島漁協
共第132号	共第148号	〃	〃	近江八幡市沖島町地先	沖島漁協
共第133号	共第149号	〃	〃	東近江市栗見新田町地先	能登川漁協
共第134号	共第150号	〃	〃	東近江市栗見出在家町地先	能登川漁協
共第135号	-	〃	〃	長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、 平方町、朝日町地先	長浜漁協

共第136号	共第155号	〃	〃	長浜市公園町、南呉服町、祇園町、相撲町地先	長浜漁協
共第137号	共第157号	〃	〃	長浜市南浜町地先	南浜漁協
共第138号	共第161号	〃	〃	長浜市八木浜町、下八木町地先	南浜漁協
共第139号	共第163号	〃	〃	長浜市安養寺町、益田町地先	南浜漁協
共第140号	共第164号	〃	〃	長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先	(申請なし)
共第141号	共第165号	〃	〃	長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先	(申請なし)
共第142号	共第166号	〃	〃	長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先	朝日漁協
共第143号	共第168号	〃	〃	長浜市湖北町尾上地先	(申請なし)
共第144号	共第169号	〃	〃	長浜市湖北町尾上地先	朝日漁協
共第145号	共第170号	〃	〃	長浜市高月町片山地先	朝日漁協
共第146号	共第175号	〃	〃	長浜市西浅井町大浦地先	西浅井漁協
共第147号	共第176号	〃	〃	長浜市西浅井町大浦地先	西浅井漁協
共第148号	共第177号	〃	〃	高島市マキノ町海津地先	海津漁協
共第149号	共第178号	〃	〃	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先	海津漁協
共第150号	共第180号	〃	〃	高島市マキノ町知内地先	百瀬漁協
共第151号	共第181号	〃	〃	高島市マキノ町知内地先	百瀬漁協
共第152号	共第189号	〃	〃	高島市新旭町饗庭地先	湖西漁協
共第153号	共第192号	〃	〃	高島市安曇川町南船木地先	三和漁協
共第154号	共第194号 (変更)	〃	〃	高島市安曇川町横江浜地先	三和漁協
共第201号	共第201号	第2種共同漁業権	あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業	米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川	上多良漁協
共第202号	共第202号	〃	あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業	長浜市南浜町地先姉川	南浜漁協
共第203号	共第203号	〃	あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業	長浜市落合町地先高時川	南浜漁協
共第204号	共第204号	〃	〃	長浜市西浅井町塩津浜地先大川	西浅井漁協
共第205号	共第205号	〃	〃	高島市マキノ町知内地先知内川	百瀬漁協
共第206号	共第206号	〃	〃	高島市今津町浜分地先石田川	浜分漁協
共第207号	共第207号	〃	あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業	高島市安曇川町北船木地先安曇川(北流)	北船木漁協
共第208号	共第208号	〃	〃	高島市安曇川町北船木、安曇川町南船木地先安曇川(南流)	北船木漁協
共第501号	共第501号	第5種共同漁業権	こい、ふな、もろこその他雑魚漁業	草津市志那町地先(平湖、柳平湖)	志那漁協
共第502号	共第502号	〃	〃	近江八幡市牧町地先(北沢沼)	近江八幡漁協
共第503号	共第503号	〃	〃	米原市朝妻筑摩地先(蓮池)	天野川漁協
区第1号	区第1号	第1種区画漁業権	真珠養殖業	大津市本堅田、今堅田地先(堅田内湖)	堅田漁協
区第2号	区第2号	〃	〃	草津市志那町地先(平湖)	池蝶真珠有限公司
区第3号	区第3号	〃	〃	守山市山賀町地先(赤野井湾)	羽根末治

区第4号	区第4号	〃	〃	守山市山賀町地先(赤野井湾)	中山隆司
区第5号	区第5号	〃	〃	守山市山賀町地先(赤野井湾)	中山隆司
区第6号	区第6号	〃	〃	守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路)	近江真珠株式会社
区第7号	区第7号	〃	〃	近江八幡市円山町地先(西の湖)	有限会社山本真珠
区第8号	区第8号	〃	〃	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	株式会社鳥塚
区第9号	区第9号	〃	〃	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	西野 優
区第10号	区第10号	〃	〃	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	川端真珠有限会社
区第11号	区第11号	〃	〃	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	齋木産業株式会社
区第201号	区第201号	第1種区画漁業権	簡易垂下式真珠母貝養殖業	草津市志那町地先(平湖)	池蝶真珠有限会社
区第202号	区第202号	〃	〃	守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路)	近江真珠株式会社
区第203号	区第203号	〃	〃	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	川端真珠有限会社
区第204号	区第204号	〃	〃	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	齋木産業株式会社
区第1301号	区第1301号	第1種区画漁業権	小割式魚類養殖業	近江八幡市沖島町地先	沖島漁協
区第1302号	区第1302号	〃	〃	近江八幡市沖島町地先	沖島漁協
区第1303号	区第1303号	〃	〃	長浜市西浅井町菅浦地先	西浅井漁協
区第1304号	区第1304号	〃	〃	長浜市西浅井町菅浦地先	西浅井漁協

適格性審査結果（団体漁業権）

（別表3）

第一種共同漁業（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）

公示番号	漁場の位置	関係地区	申請者（漁協）	世帯数要件 B/A	適格性
共第1号	近江八幡市地先	近江八幡市沖島町	沖島	69/69	有
共第2号	近江八幡市、野洲市地先	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市堅田一丁目～二丁目、本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、衣川一丁目～三丁目、真野一丁目～六丁目、野洲市のうち旧中主町の区域	沖島 近江八幡 中主 堅田	137/170	有
共第3号	近江八幡市、野洲市地先	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市、野洲市のうち旧中主町の区域	沖島 近江八幡 中主 堅田 湖南 勢多川	169/202	有

第二種共同漁業（小型定置網漁業）

公示番号	漁場の位置	関係地区	申請者（漁協）	世帯数要件 B/A	適格性
共第101号	高島市鷺川地先	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鷺川、勝野	志賀町	13/13	有
共第102号	大津市北小松地先	〃	〃	13/13	有
共第103号	大津市北小松地先	〃	〃	13/13	有
共第104号	大津市南比良地先	〃	〃	13/13	有
共第105号	大津市八屋戸地先	〃	〃	13/13	有
共第106号	大津市八屋戸地先	〃	〃	13/13	有
共第107号	大津市和邇北浜地先	〃	〃	13/13	有
共第108号	大津市和邇北浜地先	〃	〃	13/13	有
共第109号	大津市和邇中浜地先	〃	〃	13/13	有
共第110号	大津市和邇今宿地先	〃	〃	13/13	有
共第111号	大津市和邇今宿地先	〃	〃	13/13	有
共第112号	大津市小野地先	〃	〃	13/13	有

公示 番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
共第 113号	大津市真野地 先	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田 一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六 丁目	堅 田	31/31	有
共第 114号	大津市真野地 先	〃	〃	31/31	有
共第 115号	大津市真野地 先	〃	〃	31/31	有
共第 116号	大津市柳が崎 地先	大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁 目～五丁目、浜町、三井寺町、観音 寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～ 三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁 目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一 丁目～六丁目、比叡辻一丁目～二丁 目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁 目～六丁目	大 津	12/12	有
共第 117号	草津市北山田 町地先	草津市北山田町	山 田	21/21	有
共第 118号	草津市志那町 地先	草津市志那町、志那中町、下寺町、 下物町、下笠町	志 那	14/14	有
共第 119号	草津市下寺 町、志那中町 地先	〃	〃	14/14	有
共第 120号	草津市下物町 地先	守山市赤野井町、杉江町、山賀町	玉津小津	21/21	有
共第 121号	守山市水保町 地先	守山市木浜町、今浜町、水保町、川 田町、小浜町	守 山	29/29	有
共第 122号	守山市今浜町 地先	〃	〃	29/29	有
共第 123号	野洲市吉川地 先	野洲市吉川、守山市小浜町	中 主	5/5	有
共第 124号	野洲市吉川地 先	〃	〃	5/5	有
共第 125号	野洲市吉川地 先	〃	〃	5/5	有
共第 126号	野洲市吉川地 先	野洲市吉川	〃	4/4	有
共第 127号	野洲市吉川、 菖蒲地先	野洲市吉川、菖蒲、須原	〃	8/8	有
共第 129号	近江八幡市沖 島町地先	近江八幡市沖島町	沖 島	69/69	有
共第 130号	近江八幡市白 王町地先	〃	〃	69/69	有
共第 131号	近江八幡市沖 島町地先	〃	〃	69/69	有
共第 132号	近江八幡市沖 島町地先	〃	〃	69/69	有
共第 133号	東近江市栗見 新田町地先	東近江市のうち旧能登川町の区域	能登川	20/20	有
共第 134号	東近江市栗見 出在家町地先	〃	〃	20/20	有

公示番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
共第135号	長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平	長浜市のうち旧長浜市の区域	長 浜	22/22	有
共第136号	長浜市公園町、南呉服町、祇園町、相撲町地先	〃	〃	22/22	有
共第137号	長浜市南浜町地先	長浜市のうち旧びわ町の区域	南 浜	20/20	有
共第138号	長浜市八木浜町、下八木町地先	〃	〃	20/20	有
共第139号	長浜市安養寺町、益田町地先	〃	〃	20/20	有
共第142号	長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	朝 日	24/24	有
共第144号	長浜市湖北町尾上地先	〃	〃	24/24	有
共第145号	長浜市高月町片山地先	〃	〃	24/24	有
共第146号	長浜市西浅井町大浦地先	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	西浅井	24/24	有
共第147号	長浜市西浅井町大浦地先	〃	〃	24/24	有
共第148号	高島市マキノ町海津地先	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	海 津	19/19	有
共第149号	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先	〃	〃	19/19	有
共第150号	高島市マキノ町知内地先	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	百 瀬	17/17	有
共第151号	高島市マキノ町知内地先	〃	〃	17/17	有
共第152号	高島市新旭町饗庭地先	高島市新旭町饗庭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町安井川、新旭町旭、新旭町新庄	湖 西	28/28	有
共第153号	高島市安曇川町南船木地先	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	三 和	13/13	有
共第154号	高島市安曇川町横江浜地先	〃	〃	13/13	有

第二種共同漁業(やな漁業・四手網漁業)

公示番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
------	-------	------	---------	--------------	-----

公示番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
共第201号	米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川	米原市上多良	上多良	4/4	有
共第202号	長浜市南浜町地先姉川	長浜市南浜町	南 浜	12/12	有
共第203号	長浜市落合町地先高時川	長浜市落合町	〃	2/2	有
共第204号	長浜市西浅井町塩津浜地先大川	長浜市西浅井町塩津浜、西浅井町岩熊	西浅井	1/1	有
共第205号	高島市マキノ町知内地先知内川	高島市マキノ町知内	百 瀬	17/17	有
共第206号	高島市今津町浜分地先石田川	高島市今津町浜分	浜 分	11/11	有
共第207号	高島市安曇川町北船木地先安曇川(北流)	高島市安曇川町北船木	北船木	22/22	有
共第208号	高島市安曇川町北船木、安曇川町南船木地先安曇川(南流)	〃	〃	22/22	有

第五種共同漁業(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)

公示番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
共第501号	草津市志那町地先(平湖、柳平湖)	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	志 那	14/14	有
共第502号	近江八幡市牧町地先(北沢沼)	近江八幡市牧町	近江八幡	5/5	有
共第503号	米原市朝妻筑摩地先(蓮池)	米原市朝妻筑摩	天野川	3/3	有

第一種区画漁業(真珠養殖業)

公示番号	漁場の位置	地元地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
区第1号	大津市本堅田、今堅田地先(堅田内湖)	大津市本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目	堅 田	1/1	有

第一種区画漁業(小割式魚類養殖業)

公示番号	漁場の位置	地元地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
------	-------	------	---------	--------------	-----

公示 番号	漁場の位置	関係地区	申請者(漁協)	世帯数要件 B/A	適格性
区第 1301号	近江八幡市沖 島町地先	近江八幡市沖島町	沖 島	2/2	有
区第 1302号	近江八幡市沖 島町地先	〃	〃	5/5	有
区第 1303号	長浜市西浅井 町菅浦地先	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	西浅井	5/5	有
区第 1304号	長浜市西浅井 町菅浦地先	〃	〃	5/5	有

第一種区画漁業（真珠養殖業）

公示 番号	漁場の位置	申請者	適格性
区第2号	草津市志那町地先（平湖）	池蝶真珠有限会社	有
区第3号	守山市山賀町地先（赤野井湾）	羽根末治	有
区第4号	守山市山賀町地先（赤野井湾）	中山隆司	有
区第5号	守山市山賀町地先（赤野井湾）	中山隆司	有
区第6号	守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）	近江真珠株式会社	有
区第7号	近江八幡市円山町地先（西の湖）	有限会社山本真珠	有
区第8号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	株式会社鳥塚	有
区第9号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	西野 優	有
区第10号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	川端真珠有限会社	有
区第11号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	齋木産業株式会社	有

第一種区画漁業（簡易垂下式真珠母貝養殖業）

公示 番号	漁場の位置	申請者	適格性
区第201号	草津市志那町地先（平湖）	池蝶真珠有限会社	有
区第202号	守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）	近江真珠株式会社	有
区第203号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	川端真珠有限会社	有
区第204号	近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）	齋木産業株式会社	有

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

（中略）

（免許についての適格性）

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - 二 暴力団員等であること。
 - 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
 - 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第六十六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

（中略）

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならぬ。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

